

医療福祉相談室

だより

2013年11月 第 12 号

介護保険制度は 年々急速に進行する高齢化に対応するため、平成12年度から始まりました。

老後の不安要因である介護を、介護する人・介護される人の両方が安心して暮らせるよう、社会全体 で支え合うために作られた制度です。

介護保険は65歳以上にならないとサービスを受けられないと思っていませんか?介護状態は高齢者 だけではありません。若くても病気になって介護が必要になることもあります。この時、介護保険を使 って生活を支援してもらう事が可能な場合があります。

45歳、透析を受けています。 介護保険サービスは使える?



A. 介護保険は、65歳以上の人が対象ですが、40歳~64歳でも特定の疾病で 介護状態が必要になると、サービスを受けることが可能です。 特定の疾病とは、次の16種類が指定されています。

- ・筋委縮性側索硬化症・・脳血管疾患・・後縦靱帯骨化症

- 初老期における認知症 ・閉塞性動脈硬化症・脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- ・がん末期・多系統委縮症
- 慢性閉塞性肺疾患骨折を伴う骨粗鬆症
- ・関節リウマチ
- 早老症
- ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

☆今回から、「介護保険」についてシリーズで連載していきます。 次号は「要介護度について」紹介予定です。